

◎ 名古屋汽船株式会社 [みずほ丸・さかえ丸・みゆき丸・しおじ丸・ちぐさ丸]

名古屋港使用料

1. 基本料金

(1) 1時間 (単価：円)

H.26.4.1

区 分	使 用 料			
	使用船舶の総トン数の場合		ひき船の馬力の場合	
	(但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		みゆき丸 さかえ丸 みずほ丸 3,000PS 未満	しおじ丸 ちぐさ丸 3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満		
(イ) 執務時間内 (08時30分～17時15分) 但し休日[国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。]を除く	¥65,300	¥74,700	¥91,300	¥107,100
(ロ) 執務時間外 (04時45分～08時30分、 17時15分～22時15分) 及び(イ)の休日 (04時45分～22時15分)	¥97,950	¥112,050	¥136,950	¥160,650
(ハ) 執務時間外(深夜) (22時15分～04時45分)	¥130,600	¥149,400	¥182,600	¥214,200

(2) 1時間をこえる時間 30分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の5割の額とする。

2. 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業(しゅんせつ船又は故障船舶のえい航等)のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合(港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む)は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

3. 消費税

内航船舶に関しては、料金に8%の消費税(円未満四捨五入)を付加する。